既存住宅（増築又は改築する場合を含む）に設置する屎尿浄化槽の
処理対象人員算定基準のただし書に関する適用基準

山口県建築行政連絡協議会

標記の件について、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS　A 3302:2000）」の「２　建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書（以下「ＪＩＳ基準ただし書」という。）を適用して処理対象人員を５人とする場合は、下記により取扱うものとする。

記

１　適用できる住宅

適用できる住宅は、次に揚げる全ての要件に適合する既存の一戸建て住宅（賃貸住宅を除く）とする。

（１）　ＪＩＳ　Ａ　３３０２：２０００表の類似用途別番号２（イ）の住宅（延べ面積が１３０㎡を超える住宅に限る。）であること。

（２）　２世帯住宅（台所及び浴室が２以上ある住宅）ではないこと。

（３）　増築又は改築を伴う場合は延べ面積の増加が 10 ㎡以下であること。

（４）　現状の居住人員（以下「実居住人員」という。）又は居住人員の増加の予定がある場合は、増加後の居住人員（以下「予定居住人員」という。）が５人以下の世帯であること。

（５）　申請に係る住宅の予測水道使用量（次のいずれかの方法により算定した値）が１,０００リットル／戸・日以下であること。ただし、前号の実居住人員（居住人員の増加の予定がある場合は予定居住人員）が３人以下の世帯の場合は、この限りでない。

イ　水道のみを使用している場合

最近１年間の水道使用量のうち、最も使用量の多い期間（概ね 2 箇月）の使用量を１日当たりに換算して求めた値（以下「年間最大水道使用量実績値」という。）とする。ただし、従前が汲み取り便所の場合にあっては年間最大水道使用量実績値に 200／150 を乗じて得た値とする。なお、居住人員の増加の予定がある場合にあっては年間最大水道使用量実績値を実居住人員で除した値に予定居住人員を乗じて得た値とする。

ロ　水道以外の井戸水等（以下「井戸水等」という。）を使用している場合（メーターの設置その他適当な方法により明らかにした最近１年間の井戸水等使用量のうち、最も使用量の多い期間の使用量を１日当たりに換算して求めた値（以下「年間最大井戸水等使用水量実績値」という。）を提出できる場合に限る。）

イの方法によるものとし、「年間最大水道使用量実績値」を「年間最大水道使用量実績値に年間最大井戸水等使用水量実績値を加えた値」と読み替えて算定した値とする。

ハ　イ、ロについて短期間の実績値しかない場合

イ、ロのそれぞれについて年間最大水道使用量実績値及び年間最大井戸水等使用量実績値に替えて、実績値のある期間の使用量を１日当たりに換算して求めた値を１．５倍した値とする。

（６）設置者又は管理者の責任において浄化槽の定期検査、保守点検及び清掃が適正に実施されること。

（7）将来、諸般の事情により上記適用基準に適合しなくなった場合又は浄化槽法による法定検査の結果が「不適正」と判定された場合は、設置者又は管理者が新たな浄化槽の設置も含め、速やかに改善措置を講じること。

2　適用に当たっての手続き

(1) 設置に係る協議

JIS 基準ただし書を適用する場合においては、建築確認申請又は浄化槽設置届出の前に、次の書類により特定行政庁と協議すること。

住宅の屎尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い　[様式第 1 号]
誓約書　[様式第 2 号]
世帯全員の住民票写し
最近 1 年間の水道使用量を明らかにする資料（水道局発行「納入証明書」又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し） ※第 1 項第 5 号の規定による場合
最近 1 年間の井戸水等使用量を明らかにする資料 ※第 1 項第 5 号の規定による場合
配置図 ※設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること ※増築又は改築を伴う場合は、平面図等の工事内容がわかる資料

提出部数については、特定行政庁で別途定める

(2) 管理者変更に係る協議

JIS 基準ただし書を適用した浄化槽の管理者を変更しようとする場合は、次の書類により特定行政庁と協議すること。

浄化槽管理者地位承継届出書　[様式第 3 号]
誓約書　[様式第 4 号]
世帯全員の住民票写し
最近 1 年間の水道使用量を明らかにする資料（水道局発行「納入証明書」又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し） ※第 1 項第 5 号の規定による場合
最近 1 年間の井戸水等使用量を明らかにする資料 ※第 1 項第 5 号の規定による場合
その他 ※増築又は改築を伴う場合は、平面図等の工事内容がわかる資料

提出部数については、特定行政庁で別途定める

附　則（策定）

この基準は、平成 27 年　5 月　1 日から施行する。

附　則（改訂）

この基準は、令和２年11月　２日から施行する。